

グローバル化を手がかりとした アイヌ政策推進にむけた 国内外での活動と成果（I）

——中曽根・単一民族国家発言と1987年の国連先住民作業部会
での北海道ウタリ協会の活動（2）——

角 田 猛 之

目 次

はじめに

- I 中曽根康弘の単一民族国家発言とウタリ協会による抗議——国連人権委員会への調査・審議の要請
 - I-1 中曽根のアメリカ・知的水準発言と日本・単一民族国家発言
 - I-2 単一民族国家発言へのウタリ協会の抗議と国連人権委員会への調査・審議の要請
 - I-2-1 単一民族国家発言へのウタリ協会の抗議
 - I-2-2 単一民族国家発言に対するウタリ協会による国連人権委員会への調査・審議の要請
 - I-2-2-1 ウタリ協会会員に対する要請についてのアピール
 - I-2-2-2 国連へのアイヌ民族としてはじめての公式要請書
- II ウタリ協会代表の国連先住民作業部会への参加と声明
 - II-1 ウタリ協会代表の国連先住民作業部会への参加
 - II-1-1 『先駆者の集い』での参加予告記事の掲載
 - II-1-2 国連先住民作業部会とウタリ協会
 - II-1-3 ウタリ協会の国連活動に対する市民外交センターによるサポート
(以上、第70巻5号)
 - II-2 ウタリ協会理事長・野村義一による第5会期声明（以下、本号）
 - II-2-1 声明に先だつ野村理事長のメッセージ
 - II-2-2 声明の全文、主要添付資料の検討
 - II-2-2-1 中世、近世から明治に至る収奪、抑圧と差別の歴史
 - II-2-2-2 北海道旧土人保護法の差別性と違憲性
 - II-2-2-3 日本政府のアイヌ民族に対する基本的な認識と「内なる国際化」の必要性
 - II-2-2-3-1 自由権規約第27条に関する日本政府の第1回報告書批判——資料5
 - II-2-2-3-2 単一民族国家論にかかわる国会での質問と中曽根首相答弁——資料6・7
 - II-2-2-3-2-1 衆議院議員・五十嵐広三の少数民族に関する質問主意書——資料6

II-2-2-3-2-2 五十嵐広三議員の質問に対する中曽根首相の答弁——資料7

II-2-2-3-3 単一民族国家論と資料6、7の検討

II-2-2-4 総括

II-2-3 ウタリ協会の「先住民に関する国連作業部会に対する声明」に関する日本日本政府の声明

II-2-3-1 「日本政府代表部中村参事官による声明 国連先住民会議」（仮訳）（1987年8月5日）

II-2-3-2 政府見解の問題点とウタリ協会の今後の検討・活動計画

II-2-3-2-1 政府見解の問題点

II-2-3-2-2 ウタリ協会の今後の検討・活動計画

むすびにかえて

II-2 ウタリ協会理事長・野村義一による第5会期声明（承前）

II-2-1 声明に先だつ野村理事長のメッセージ

『集い』No. 45（1987年）635頁の同号の表紙において、「国連ジュネーブ事務局」（国連欧州本部）の上空写真を掲載し、写真の中に矢印で「国連先住民会議会場」を指し示している。そしてさらに、「国連先住民会議 [改列] 初参加」という太字の見出しを付した上で、アイヌの人びとのアイヌ民族問題に自ら取り組もうとする意欲を駆り立てるようなつぎのキャッチフレーズを掲げている¹⁾。

アイヌ民族問題を自らの力によって、国連先住民会議（作業部会）で訴える。
目ざせ真の国際化!!

本稿の「II-1-1 『先駆者の集い』での参加予告記事の掲載」で指摘したように、記事での「国際日本として 真の解決を望む」というむすびの一句には

1) 加えて、期間、開催場所、同行者についてつぎのように記載している。「会期 一九八七年八月三日より五日間 場所 スイス・ジュネーブ国際連合 参加者 野村理事長、小川理事、佐藤事務局次長 以上三名 協力者 大学講師 手島武雅」なお、手島（九州共立大学文学部教授）に関連して、『集い』No. 45（1987年）636頁でつぎのようにのべている。「アイヌ民族問題の提唱は、すべて英語によらなければならないため止むなく福岡市に居住する大学の非常勤講師である手島武雅先生の御協力をいただいて、堂々と、しかも世界の各関係者の注目を浴びながら発表することができた。」

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

——とりわけ1980年代以降に世界の潮流となっていた——多文化主義、多民族主義を日本国内においても推し進めることで、近代化以降の同化政策によって消滅したとされてきたアイヌ民族——「滅びゆく弱きもの」（知里幸恵、北海道邦彦『アイヌ神謡集』を読む（北方新書、2017年）——が、わが国の真の国際化に大きく貢献することができるという強い自負心の表明でもあった。そしてさらに、「目ざせ真の国際化!!」というキャッチフレーズでは、「!!」すなわちエクスクラメーション・マークを重ねて付することによって、同じく、ウタリ協会の強い自負心、作業部会への参加への意気込み、さらには高揚感などが凝縮されているといえるだろう。

また、以下のⅡ-2-2における野村の報告に先だち、Ⅱ-2-1で参照した「野村理事長メッセージ」と「アイヌの古式に則ったメッセージ」がなされているところからも、そのようなさまざまな思いを読みとることができる。

Ⅱ-2-1 理事長メッセージ：

作業部会における野村報告の冒頭での以下のあいさつ文が、『集い』No. 45（1987年）636頁において枠で囲んで掲載されている。

1966年12月16日国連総会で採択され、1976年に発効した国際人権規約は、それ以来、世界の多くの協賛と努力によって、多大の成果をあげられた事に深い敬意と感謝を申し上げます。

今回、日本国のアイヌ民族が初めて国連先住民会議に代表団を送り、皆さんの仲間入りを希望して本日会議に出席できたことを大変うれしく思います。[改行]そして、皆さんにアイヌ民族が日本政府に抗議している「日本単一民族国家論」についてこの会議の席をお借りして発表し、アイヌ民族が日本国の先住民であることを、国際社会に訴えたいと思います。

皆様のご支援をお願いいたしますと共に、私たちも世界の人権思想の高揚のために貢献させて頂きたいと思います。

「アイヌの古式によったご挨拶」文

私共アイヌの代表が国連の民族会議に出席して、アイヌの主張をいたします。

[改行] 天の神、地の神、私共の主張が成功するよう見守って下さい。[改行]
議長にご配慮くださいましたこと、お礼を申し上げます。

II-2-2の声明に先だつ、通常的方式とアイヌの古式=アイヌプリによるふたつのメッセージと、上で参照したキャッチフレーズにおいて、(i)なによりもまず、独自の言語(アイヌ語)と文化(たとえば、アイヌ独自の服装=アットゥシ)を有するアイヌ民族が、首相をはじめとして単一民族国家論が横行する日本においても太古以来厳然として存在していることを強調し、(ii)そして日本の先住民族たるアイヌ民族として国際的な先住民族コミュニティの一員になれたことを率直によろこんでいること、そしてさらに(iii)作業部会への参加を通じてアイヌ民族が先住民族の国際的なコミュニティのなかま入りをはたしたことは、アイヌ民族にとってきわめて意義深いことであるとともに、日本の真の国際化にとっても不可欠であること、さらには、(iv)より普遍的なこととして、国際社会における人権思想の高揚へのアイヌ民族の貢献を希求していること、等々が表明されている。

これらのことがらは、「世界の先住民の国際年」の記念演説として、1992年12月10日国連総会において野村義一が行った記念講演へとそのまま引き継がれている。

II-2-2 声明の全文、主要添付資料の検討

以下で声明の全文を検討するが、論述の便宜上、内容に即したタイトルを角田が付した上で——II-2-2-1からII-2-2-4まで——4つに分節した。そして、各節に含まれている資料1から資料8(『資料集』11-76頁)のうち、主要な資料も以下の当該分節のなかに組み入れて検討の対象とした。

II-2-2-1 中世、近世から明治に至る収奪、抑圧と差別の歴史

以下、第1分節「中世、近世から明治に至る収奪、抑圧と差別の歴史」と資料2である(『資料集』3-5頁および15頁)。

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（I）

「アイヌ民族は、かつて日本の本州北部、北海道、樺太（サハリン）南部、千島列島に居住し、自然と一体化した独自の宗教、文化を有し、主に、狩猟、漁労、採集によって生活していた北方自然民族なのである。[改行] アイヌとは、アイヌ語で「人間」を意味し、アイヌは日本語とは異なる独自のアイヌ語を使用し、独特の文化を築いてきたのである。

アイヌ民族は、今から3000～4000年前の縄文時代から住み始めたといわれているが、和人（日本人）との関係については、明治維新（1868年）までは、北方の「異民族」として位置づけられ、これを平定することが中央権力の重要な課題になったのである。

和人との本格的な関りは、鎌倉時代（1192～1333年）の末から、以後、アイヌ民族に対する和人の取奪や抑圧がつよまり、争いがここから生まれてきたのである。[改行] 康正2年（1456年）のコシャマインの戦い、寛文9年（1669年）のシャクシャインの戦い、寛政元年（1789年）のクナシリ・メナシの戦いがこれである。[改行] 江戸時代（1603～1867年）には、松前藩のもとでアイヌと和人の間の交易が盛んになってきたが江戸末期になると、蝦夷地は、幕府（中央政権）の直轄地にされたため、アイヌ民族への支配は一層強化されたのである。

しかしながら、明治時代に入ると、政府は我々アイヌ民族に何の相談もなく、強制的にアイヌは異民族ではなく「日本人」とされ、本格的な同化政策がとられて、[伝統的な採取・狩猟・漁労から] 農耕を中心とする生活様式に転換させられたのである。明治2年（1869年）に開拓使が置かれ、蝦夷地を「北海道」と改称し、翌3年（1870年）に戸籍が与えられて日本人となったのである。

さらに10年（1877年）アイヌが占有していた土地を〔地租改正の北海道版としての北海道地券発行条例によって〕官有地にさせられる²⁾と同時に、アイヌ語と旧慣習を禁止され、日本人への改姓を強制しながらも、戸籍上は区別してアイヌを「旧土人」としたのである。

その後、本州からの移民の増大によって、鹿や鮭の乱獲が始まり、さらに明

2) 「『山林川沢原野等』を当分すべて官有地とし、『旧土人住居ノ地所』は『その種類ヲ問フ当分総テ官有地第三種』（『官民共同』の地）に編入され、アイヌに対し所有権が留保された。」注27、中村、5頁

治政府の一連の施策によって生活基盤を失ったアイヌ民族は、急速に窮乏化し、明治20年（1887年）代には「無知蒙昧の人種にして、その知識幼稚にして利益は内地人に占奪され、漸次その活路を失う傾向にある」、それゆえ「この義侠の心に富みたる我々日本人が、この際是非とも保護してやらねばならぬと思う」などと述べられ、このような趣旨から明治32年（1899年）に「北海道旧土人保護法」（資料1）[北海道旧土人保護法（明治32年・大正8年）条文（Hokkaido Former Aborigines Protection Act (Law No.27, March, 1899) が制定されたのである。

当時の国会での議事録（資料2）には、いたるところにアイヌを「劣等なる人種」として扱う発言がみられ、最初から差別的色彩の強い法律であったのである。」

[第1分節と資料2に関する検討]

協会は、アイヌ民族史上はじめての試みである——国連の先住民作業部会を通した——国際社会への訴えたる声明の約半分（Ⅱ-2-2-1とⅡ-2-2-2）を使って、自らとは民族をことにする「和人」（アイヌ語で「シサム」（良き隣人）＝日本人による抑圧、収奪そして差別の歴史を概観している。なかでも、現在にも通じる差別の時代的、内容的な原点たる近代化＝明治期以降について、とくに1899年に制定された北海道旧土人保護法の内容を批判的に紹介している。

Ⅱ-2-2-1の最後の一文で、「いたるところにアイヌを『劣等なる人種』として扱う発言がみられ、最初から差別的色彩の強い法律」ということを如実に示す証拠の一端として資料2として添付されている国会での議事録とは、つぎの「北海道旧土人保護法案理由書」（The Reason for the Introduction of the “Hokkaido Former Aborigines Protection Act”）（『資料集』15頁）である（漢文調の原文を角田が口語訳し、上で指摘されている差別的意味をあらわす部分には傍点を付した）。

北海道旧土人の保護に関しては、一視同仁の叡旨を奉じ、明治初年よりこれが方法を講じたりと言えども、いまだ十分にその目的を達するに至らず。けだし、旧土人の皇化に浴する日なお浅く、その知識の啓発すこぶる低度なりとす。

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

これをもって、古来頼みて以てその命を託せる自然の利沢は漸次内地移民のために占領せられ、日に月にその活路を失い、空しく凍餓を待つほか成すところなきの観あり。…けだし、いわゆる優勝劣敗の理勢にてまたこれを如何ともする能わざる。しかりといえども、彼らまた等しく我が皇の赤子なり。しかし、今やかくのごときの悲境に沈淪せるを目撃して、これを顧みざるはまた忍ぶべきにあらざるなり。すなわち、これを救済の方法を設け、その災厄を除き、その窮乏をあわれみもってこれをして適當の産業によりその生を保ち、その家を成すを得せしむるは、まことに国家の義務にして一視同仁の叡智の旨にかなうところなりと信ず。これ本案を提出するゆえんなり。

この「法案理由書」が表明している発想、基本姿勢はつぎのようなものである。すなわち、文明化されていないゆえに時代の流れに乗りえず、「優勝劣敗」の当然の帰結として窮乏化していくアイヌ民族を「旧土人」と決めつけ、「一視同仁の叡旨」によってあわれみ、救済＝保護してやるのが近代国家たる大日本帝国の使命である、ということに他ならない。したがって、そのような発想、基本姿勢においては、アイヌ民族のおかれている窮乏状況が、和人による土地や資源、固有の生活様式——総じてアイヌモシリ——の収奪と抑圧の結果に他ならないことがまったく隠いされ、すべてが「皇化に浴する日なお浅く、その知識の啓発すこぶる低度」なアイヌ民族の自己責任に帰せられているのである。そして、当時欧米において流布し、人びとによって受容され、植民地支配の正当化のイデオロギーとして機能していた欧米起源の社会進化論に依拠して、そのようなアイヌ民族の窮状は優勝劣敗の当然の帰結である、としている。そしてさらにその上で、彼らを救済＝保護することを——優勝劣敗を説く冷徹な社会進化論をすてて——慈愛にあふれた「一視同仁」という日本固有のイデオロギーによって正当化しているのである³⁾。

3) ただし、自由主義、個人主義と一体的にとらえられている西洋近代起源の社会進化論においても「弱者救済」はキリスト教の「チャリティー」の思想のみならず、たとえば「自由主義のバイブル」たる『自由論』（1859年）の著者たるジョン・スチュアート・ミルも——『自由論』のなかでもっとも人口に膾炙された「危害原理」を説明している箇所——つぎのように表明している。「たぶん、いうまでもないことだが、この理論〔危害原理〕は、成熟した諸能力をもつ人間に対してだ

つまり、文明化された和人が——一視同仁という天皇制イデオロギーの衣を纏いつつ——非文明人=土人たるアイヌ民族を救済することが大日本帝国の義務である、としているのである⁴⁾。

したがって、先住民族たるアイヌ民族に対する侵略と掠奪の事実をまったく隠ぺいした上で、完全に支配者の視点から制定されたこの北海道旧土人保護法は、声明において批判的に言及されているように、まさに「最初から差別的色彩の強い法律」に他ならない。

II-2-2-2 北海道旧土人保護法の差別性と違憲性

以下、第2分節「北海道旧土人保護法の差別性と違憲性」とその検討である。

「ともかく、この法律によって土地を「付与」されたが、その土地も農地に適さない荒地、傾斜地、山林、湿地帯が多く、[狩猟漁労採取を基本的な生活様式としてきたゆえに] 農耕に不慣れなアイヌ民族は、その土地すらも手放すことが多く、また、しばしば和人に詐取されたのである。しかも15年以内に開拓しなければ没収するという条件付き [「第一条に依り下付したる土地にして其の下付の年より起算し十五箇年を経るも、尚開墾せざる部分は之を没収す」] で、そのうえ、土地を売買、譲渡する場合には、北海道知事の許可が必要とされていたのである。

↘け適用されるものであ[り]……子供たちや、法が定める男女の成人年齢以下の若い人々を問題にしているのではない。まだ他人の保護を必要とする状態にある者たちは、外からの危害と同様、彼ら自身の行為からも保護されなければならない。同じ理由から、われわれは、民族自身がまだ未成年期にあると考えられるおくれた状態にある社会は、考慮外においてよいだろう。」(傍点・角田)(ミル『自由論』(世界の名著、第38巻所収) 224-225頁)

4) このような発想は、明治政府の北海道開拓という国策に沿って蝦夷地=北海道の開拓と布教の双方をになった、仏教教団に関しても同様なことがいえる。たとえば、東本願寺の現如上人ら僧侶による開拓・開教に関してつぎのように指摘されている。「[彼ら僧侶が] アイヌの人々を「物の哀れもしらぬ蝦夷人」と決めつけ、未開視し、けなし、しかし何とか救ってやろうとはるばるやって来たというような調子である。これで救われたアイヌの人が一人でもいたのであろうか。」計良光範『アイヌ社会と外来宗教 降りてきた神々の諸相』(寿郎社、2013年) 83頁

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

また関連法規として、明治34年（1901年）に「就学時期を和人より1歳遅い7歳、修業年限は和人より2年短い4年、また教科においても理科や歴史、地理などは除外された」旧土人児童教育規程」が定められ、これは、国立旧土人学校の設置に伴って用意されたもので、和人児童と区別して、皇民化教育を施すことを目的としており、ここには差別が明らかに示されていたのである。

その後「北海道旧土人保護法」は、大正8年（1919年）、昭和12年（1937年）の大幅改正で、所有権制限に適用除外の項が設けられ、また、勸農や医療救助の保護の項が改められ、生業援助、不良住宅改良、保護施設補助などの条項が加えられたのである。法律が制定されてから昭和43年（1968年）の現行法（資料3 [資料3から以下に引用する条文は現代文に改めている]）までに、その間5回改正され、各種の保護規定が削除され、現在は、農地付与「第一条 北海道旧土人にして農業に従事する者又は従事せむと欲する者には、一戸に付土地一万五千坪以内を限り無償下付することを得」と、所有権の制限「第二条 前条に依り下付したる土地の所有権は左の制限に従ふべきものとす」、保護施設補助「第七条 北海道旧土人の保護のため必要あるときはこれに関する施設を成し又は施設をなす者に対し補助をなすことを得」、共有財産「第十条 北海道庁長官〔北海道知事〕は北海道旧土人共有財産を管理することを得」の条項を残すだけになっている。この「北海道旧土人保護法」は明らかに差別性を含んでいるものであり、また、第2次世界大戦後は、日本国憲法との関係で、財産権を保障している第27条と、人権や社会的差別を禁止し、法の下の平等を定めている第14条に明らかに違反しているものである。

[第2分節の検討]

Ⅱ-2-2-2においては、北海道旧土人保護法とその関連法規たる旧土人児童教育規程にあらわれたアイヌ民族への差別政策を批判している。そして、いく度かの改正を経つても——1997年制定のアイヌ文化振興法附則第2条によって廃止されるまで——1987年現在、すなわち第5会期声明が出された当時においてなお存在していた北海道旧土人保護法は、憲法27条の財産権保障と憲法14条の法の下の平等に反する違憲の法律であると批判しているのである。

本稿の「はじめに」において、「主として1970年代までの協会の活動のあり方から、国内・国際の内外の活動を両輪としてアイヌ民族の権利回復を目指して活動へと大きく舵を切った」と指摘した。そして本稿は、この両輪のうちのウタリ協会の国際的な活動をテーマとしている。それに対して、もう「一輪」たる国内的な活動に関して、とりわけ1980年代以降のウタリ協会による——本稿のテーマである国連での協会の活動と連動させた——北海道旧土人保護法改正と「アイヌ新法」制定の運動については、別稿において検討する予定である。

II-2-2-3 日本政府のアイヌ民族に対する基本的な認識と「内なる国際化」の必要性

以下は、第3分節「日本政府のアイヌ民族に対する基本的な認識と「内なる国際化」の必要性」および資料5-7（II-2-2-3-1とII-2-2-3-2）の提示と、それらの内容に関する検討である。

「ところで、この少数民族としてのアイヌを日本政府は、どのように見て、どう位置づけているかが問題なのである。

昭和54年（1979年）に、長い間態度を保留してきた「国際人権規約」（市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択的議定書を除き）を批准したが、翌昭和55年（1980年）の国連報告書では、政府は少数民族の権利を規定した、いわゆる「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第27条に対して、「自己の文化を享有し、宗教を実践し又は自己の言語を使用する何人の権利も、わが国法により保障されているが、本規約に規定する意味での少数民族は、わが国では存在しない」（資料4・5）と記している。[改行] これは、日本には、先住・少数民族が存在しないことを対外的に公式に表明したものである。

一方、これまでの国会という国政の場においても、明確なる見解（資料6・7）が出されていないにもかかわらず、単一民族国家論を唱えている。さらに国連の場においても「先住・少数民族問題」は存在しないという立場をとってきているのである。

しかし、「北海道旧土人保護法」は、先住・少数民族対策法であることは事実であり、国内的にはその〔先住民族・少数民族の〕存在を認めていることを意味するものであり対外的姿勢と矛盾するものである。[改行] こうした点を

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

ら、アイヌ民族の大多数を代表する「北海道ウタリ協会」は昭和61年11月25日（1986年）に、先の日本国政府の〔市民権規約第40条に基づいて1980年になされた〕国連報告は誤りであるとして、少数民族の存在を認めその実態調査を行うよう国連から日本へ働きかける要請文（資料8）を国連に送付したのである。

近代国家の成立に際し、先進諸国ではいかなる国家も民族問題を避けて通ることができなかったが、日本では明治維新（1868年）以後の近代化の過程で、先住民族であるアイヌがそれ程抵抗を示さなかったためか、日本国内に民族問題は無いとする漠とした「意識」が国民の中にあることは事実である。しかし、現に我々アイヌという先住・少数民族（数万人）が存在していることは、まぎれもない事実である。

国際日本として多くの外国人が日本に入ってきているが、このような状況の中で、必然的に多様な民族の言語や文化を相互に認め合って生きていかなければならないが、その前提条件として先ず日本が真の「国際化」を実現するために「内なる国際化」の問題解決こそ重大であり、遅ればせながらも我々アイヌ民族が立ち上がったのである。」

Ⅱ-2-2-3-1 自由権規約第27条に関する日本政府の第1回報告書批判——資料5

上の第2パラグラフで資料5として添付されたのは、「日本政府報告書に対する国連人権専門委員会の検討記録（仮訳）」（SUMMARY RECORD OF THE 324th MEETING : Consideration of reports submitted by States parties under article 40 of the Covenant）：「国連人権専門委員会第14会期第324会議10月22日（木）午後記録 CCPR/C/SR.324.10 November 1981」〔1980年10月24日、国際人権規約（B規約）第40条に基づく日本政府報告書の検討審議抜粋〕（『資料集』25-28頁）で、以下のとおりである。

「富川政府代表：規約第27条に関連して、日本では何人も、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない。報告書は、規約にいうところの種類のマイノリティーズは、日本には存在しないとする。日本政府代表の解釈によると『マイノリティ』というのは、他の大多数を占める国民とは、種族的、宗教的、文化的に異なる国民の

集団を意味する。従って、歴史的、社会的あるいは文化的観点からして、明らかに大多数からは区別されうる人達の集団である。いわゆる『部落民』は日本の慣習に従うと「同和地区住民」と呼ばれるのが通常であるが、この人達は、日本国民であって、人種的、宗教的、文化的に、他の人たちと異なっているわけではない。これらの人々に対する不平等な取り扱い、一部の日本人による不当な社会的偏見に由来している。しかしながら日本政府は、同和問題を極めて重要と考え、問題の解決に全力を傾けている。アイヌ人も『ウタリ人』と呼ぶのが正しいのだが、19世紀の明治維新以来のコミュニケーション・システムの急速な進歩のため、この人達の生活様式の特異性を見出すことは困難となっている。ウタリ人とは、日本国民であって、他の日本国民と平等の取り扱いをうけている。」

[第3分節第2パラグラフと資料5に関する検討]

第2パラグラフで言及され、「声明」に添付されている資料5でのべられた日本政府のこの見解そのものに対しては、すくなくとも第3分節の第2パラグラフではその内容に踏み込んだ批判は行われていない。したがってここでは、資料5に表明されている政府見解がはらむ問題点を指摘しておく。

資料5に表明されている政府見解では、日本の部落差別問題と対比しつつ、アイヌ民族が日本において有している位置、すなわち日本国民として平等な法的地位を有していることが一面的、一方的に強調されている。そしてそのような主張においては、法的＝形式的平等と——Ⅱ-2-3-2-1で参照した北海道庁が1972年以降に数度にわたって行ってきたアイヌ民族に関する実態調が如実に示しているような——実質的不平等の問題が完全に捨象されてしまう点に大きな問題がある。

政府見解において「アイヌ」と「ウタリ」という呼称に関して、「アイヌ人も『ウタリ人』と呼ぶのが正しい」とされている。そのように呼ぶのが「正しい」か否かは別にして、アイヌ民族が組織する協会の名称において、これらふたつの呼称がいわば「行き来」している点に、それぞれの呼称がはらむ歴史的な含意を象徴しているといえる。すなわち、1946年に設立された社団法人・北

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

北海道アイヌ協会は、戦後の混乱期の活動停止期を経て1961年に——「アイヌ」という呼称がはらむ差別的含意のゆえに——北海道「ウタリ」協会（ウタリ＝仲間・同胞）と変更し、さらに、2007年の先住民族権利宣言成立および2008年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」後の2009年に、再度北海道アイヌ協会に変更＝回帰して、現在に至っている。

つまり上の政府見解は、ながい歴史のなかでアイヌ民族が経験してきた／している差別と一体化した「アイヌ」という呼称ではなく、差別的含意を含まないアイヌ自身による、アイヌ語「ウタリ」という呼称を、アイヌの人びと自身が望んだことをふまえた発言であるといえる⁵⁾。「ウタリ協会」から「アイヌ協会」への名称変更に関して、2008年5月17日付『毎日新聞』は「ウタリ協会：「北海道アイヌ協会」に名称変更へ 来年度」という見出しの下でつぎのように報じている。「北海道ウタリ協会（会員数約3500人）は〔2008年5月〕16日、札幌市で開いた総会で、来年4月から名称を『北海道アイヌ協会』に変更することを決めた。長く差別されてきた『アイヌ』という民族呼称への拒否感が薄れたことに加え、昨年9月、国連総会で『先住民族の権利に関する宣言』が採択されたのを受け、アイヌを先住民族と認めていない政府に方針転換を迫る狙いがある⁶⁾。」

5) 1984年5月27日にウタリ協会総会において採択された「アイヌ民族に関する法律」（いわゆる「アイヌ新法（案）」の「本法を制定する理由」の第8パラグラフはつぎのようにのべているしている。「いま求められているのは、アイヌの民族的権利の回復を前提にした、人種的差別の一掃、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度を確立することである。」『集い』No. 37（1984年）562頁

6) <https://blog.goo.ne.jp/ainunews/e/abca344719949025b0bcf7c484926aa3>（2020年9月4日アクセス）記事ではさらにつぎのように報じている。「道ウタリ協会は1946年に『北海道アイヌ協会』として発足した。しかし、アイヌ語で『人』を意味する『アイヌ』の呼称は差別された歴史を思い起こすとして会員から変更を求める声が上がリ、60年以降、『同胞』を意味する『ウタリ』を協会名に使ってきた経緯がある。これを再び『アイヌ』に戻す意見が近年強まっていた。〔改行〕加藤忠理事長は『会員の中にもいろいろな意見があるかもしれないが、国連の権利宣言採択で機が熟したと思う』と話している。」

政府見解に関してもう一点、いわゆる「アイヌ民族否定論」に関してここで批判的に言及しておく。上の政府見解では、「19世紀の明治維新以来のコミュニケーション・システムの急速な進歩のため、この人達の生活様式の特異性を見出すことは困難」つまり、明治以降の同化政策によって完全に同化しているがゆえにアイヌ民族は消滅した、ゆえに日本は文字通り単一民族国家であるとしている。それはいわゆる「アイヌ民族否定論」に他ならない⁷⁾。

この政府見解に関しては、つぎの上村の見解を参照するだけでも、資料6で示されている「日本政府のロジック」が、国際社会で通用しないことは明らかである。「国際社会で議論すると、日本政府のロジックがめっちゃくちゃなのが面白いようにわかります。伝統文化の中で暮らすアイヌはいなくなったので、同化政策は完成して、アイヌ民族はいなくなった。日本の国内だとこんな論理も通用するのです。[改行]しかし、国際社会に行ったら全く通用しません。ネクタイを締めて、弁護士をやっている先住民族も[自立した民族としての]権利主張をしているからです⁸⁾。」

II-2-2-3-2 単一民族国家論にかかわる国会での質問と中曽根首相答弁——資料6・7

第3分節の第3パラグラフ冒頭の「一方、これまでの国会という国政の場においても、明確なる見解（資料6・7）が出されていないにもかかわらず、単一民族国家論を唱えている。」という指摘において、資料6、7として添付されているのは、日本政府の自由権規約第27条・第2回報告書での少数民族の扱いに関する、政府への国会での「質問主意書」と、それに対する中曽根首相の答弁書である。

以下、II-2-2-3-2-1、II-2-2-3-2-2として、まずは資料6と資料7を提示

7) アイヌ民族否定論について、その批判論としては岡和田晃、マーク・ウィンチェスター『アイヌ民族否定論に抗する』（河出書房新社、2015年）、強力な肯定論としては場光照『アイヌ民族って本当にいるの？ 金子札幌市議、「アイヌ、いない」発言の真実』（展転社、2014年）、小林よしのり責任編集『わしズム』【特集 日本国民としてのアイヌ】（小学館、2008年）参照

8) 前号、注28、上村、84頁。

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）
した上で、「Ⅱ-2-2-3-3 単一民族国家論と資料6、7の検討」においてそれらに関する若干の検討を行う。

Ⅱ-2-2-3-2-1 衆議院議員・五十嵐広三の少数民族に関する質問主意書——資料6

資料6として添付された「国際人権規約B規約に基づく第二回人権報告書の少数民族の記述に関する質問趣意書」(A Letter of Interpellation regarding the Description of Ethnic Minorities in the Second Report on Human Rights to be Submitted in Accordance with the International Covenant B) は以下のとおりである。(『資料集』29-34頁)

〔昭和六十二年三月二十七日 提出者 五十嵐広三⁹⁾〕

政府は一九八六年十月三十一日国連人権委員会に提出する(国際人権規約第四十条に基づく)第二回人権報告書提出を延期した。この人権報告書には、同規約第二十七条にいう少数民族の権利保護についての報告が含まれるはずである。第一回の報告書が一九八〇年に提出された際には、第二十七条に関して「自己の文化を享有し、自己の宗教を実践し、または自己の言語を使用する何人の権利も我が国法により保障されているが、本規定する意味で少数民族は我が国に存在しない」という報告が行われたが、この報告書には多くの批判が寄せられている。

今後予定されている第二回の人権報告書の内容について、次の点を質問する。

- 一 第二回の人権報告書(以下「人権報告書」と略す。)はいつをめどに作成がすすめられるのか明らかにされたい。
- 二 人権報告書はB規約第二十七条についてどのように報告する考えかその骨子を示されたい。
- 三 報告書の作成の基本点となる点についてどのような考えかを簡潔に示

9) 五十嵐広三(1926年3月15日-2013年5月7日)は、日本の実業家、政治家。「企業組合 ほっかい民芸舎」理事長、「北海道民芸品株式会社」代表取締役社長、北海道旭川市長、衆議院議員(5期)、建設大臣(第59代)、内閣官房長官(第58代)。五十嵐は「アイヌ新法」たる「アイヌ文化振興法」成立に大きな貢献をなしているが、この点については次稿以下の別稿にて紹介する。

されたい。

1. 日本に少数民族は存在するか否か
2. 日本にB規約第二十七条にいう権利を否定されている少数民族は存在するか否か

四 北海道の先住民族であるアイヌ民族に関し次の点について見解を明らかにされたい。(日本人の起源論と混同しないように留意されたい)

1. アイヌ民族は少数民族であるか否か
2. アイヌ民族は先住民族であるか否か
3. アイヌ民族はB規約第二十七条にいう権利を否定されているかどうか

それぞれの見解については、その理由を同時に併記されたい。

五 第百七回国会衆議院内閣委員会(十月三十日)で、中立外務省国際連合局長は、国連への第二回人権報告書提出について「外務省は、独自で報告書を作成するのではなく、関係省庁と十分に協議しながら行うものである」旨述べている。

1. 人権報告書を作成するにあたっての関係行政間相互の協議はどのような経過で協議を行ってきたか、明らかにされたい。
2. 人権報告書を作成するにあたって、政府はアイヌ民族についての独自の調査を行ったか(行わなかった場合にはその理由を示されたい)。また、北海道庁が一九八六年に作成した「ウタリ実態調査報告書」を参考にしたか。

六 第百七回国会参議院予算委員会[1986年]で山口哲夫委員¹⁰⁾の質問に答え、中曽根総理は「この国際人権規約に基づく報告もいずれ来年ぐらいには出す必要があると思いますから、もう一回よく検討するように今政府内部において専門家でも研究してもらっておるところであります」と述べている。

1. 政府内における専門家による検討はいかなる形でどのような経過で行われたか。検討は終わったか。(終わっていなければいつ終わる予定か。)
2. また、この際、このような総理の趣旨に沿い少数民族問題につ

10) 山口哲夫は、日本の政治家。釧路市長、参議院議員(2期)、社会党書記長などを歴任した。

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

いての総理直属あるいはこれに準ずる専門家による審議会等の機関を創設し検討する考えはないか。

七 日本政府は、国際人権条約にいう民族自決を保護する意志があるか。」

Ⅱ-2-2-3-2-2 五十嵐広三議員の質問に対する中曽根首相の答弁——資料7

そして、上の資料6の質問に対する答弁として添付された資料7「国際人権規約B規約に基づく第2回人権報告書の少数民族の記述に関する質問に対する答弁書」(A Reply to the Interpellation Submitted by Hon. Representative Kozo Igarashi regarding the Description of Ethnic Minorities in the Second Report on Human Rights to be Submitted in Accordance with the International Covenant B) は以下のとおりである。(『資料集』35-36頁)

〔内閣衆質一〇八第二四号 昭和六十二年四月十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 原健三郎

衆議院議員五十嵐広三君提出

国際人権規約B規約に基づく第二回人権報告書の少数民族の記述に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 について

政府としては、市民的及び政治的権利に関する国際規約第四十条に基づく第二回報告を出来る限り早期に提出すべく準備中であるが、具体的な提出時期の見通しについて申し述べる段階にない。

二、三及び四 について

昭和五十五年に提出した前回〔第1回〕の報告においては、市民的及び政治的権利に関する国際規約第二十七条全体の趣旨に照らし、同条に規定された権利を否定された少数民族は我が国には存在しないとの趣旨を報告したところであるが、更に、ご質問の各事項を含め、第二回報告の内容全般にわたって検討作業を継続中であり、その内容につき申し述べる段階にない。

五及び六 について

報告は、政府として作成するものであり、第二回報告については、専門家によ

る検討を含め、検討作業を鋭意係属中である。

七 について

我が国が国連憲章に基づき人民の自決の権利を認めてきており、国際社会における人民の自決の権利の完全な実現のためにたゆまない努力を行ってきたことは、昭和五十五年に提出した第一回報告において記述したとおりである。」

II-2-2-3-3 単一民族国家論と資料6、7の検討

II-2-2-3の「声明」の第3パラグラフ以下における協会の批判のポイントはつぎの点である。すなわち、(i)日本政府は、対外的な公式見解として先住・少数民族は日本には存在しないと一貫して表明しているにもかかわらず、(ii) 1899年に制定され、その後さまざまな改正を経ながらも1987年現在も存在している北海道旧土人保護法は、明らかに日本における先住・少数民族としてのアイヌ民族の存在を前提とした彼らへの対策法であるゆえに、(iii)日本政府の対外向け・対内向けの両「姿勢」・見解は整合性を欠いている、ということに他ならない。そして資料6、7は、上で指摘したアイヌ民族に対する日本政府の対外向けと対内向けの姿勢・見解のうち、対内向けの政府の姿勢・見解についての資料である。

資料6で質問者の五十嵐は、「[1980年に提出された日本政府の]この報告書には多くの批判が寄せられている。」と指摘しているが、当然のことながら、その最たる批判の例はウタリ協会からの批判である。榎森進は言う。「[第1回日本政府報告での真意は]アイヌ民族は、明治維新以降和人に同化され、今や日本の少数民族とはいえないという意味だったのである。……[19世紀以降の和人との交流を経るなかで、生活様式に特殊性を見出すことは困難という意味で]『民族』としてのアイヌ民族の存在を国連の場において全面的に否定したものであった。それだけに、この国連への日本政府の報告は、アイヌ民族にとって許し難いことであった。」¹¹⁾

11) 前号、注11、榎森、562頁

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

そしてさらに、資料6の1987年3月27日付の「質問主意書」においては、1986年10月31日に提出予定であった第2回報告書を日本政府が延期したゆえに、第2回報告書「作成の〔際の〕基本点」を問いただしている。そのポイントは質問の三と七におけるつぎの3点、すなわちまず一般論として(i)日本における「少数民族」(ethnic minorities)、そして自由権規約第27条が規定する権利を否定された「少数民族」の存否、そしてアイヌ民族に関して(ii)「アイヌ民族」(Ainu people)は「少数民族」であるか否か、および、「先住民族」(indigenous people)であるか否か、また「アイヌ民族」は第27条の権利を否定されているか否か、および、(iii)日本政府の民族自決権に対する対応のあり方、についてである¹²⁾。

そして資料7の中曽根首相の答弁においては、上の四——と、二および三——の質問に対して、「準備中」、「検討作業を係属中」ゆえに「申し述べる段階にない」と、いわばそっけない返答に終始している。また民族自決に関しては、1980年の第1回の日本政府報告——「第二部：規約の第一部、第二部、及び第三部の各状に関する逐条報告」における——自由権規約第1条に関するつぎの報告文を若干縮小する形でくり返している。すなわち、「わが国は、国連憲章に基づき自決の権利を、また、本条に言及されているその他の関連規則を一貫して認めてきており、国際社会における完全な実現のためにたゆまない努力を行ってきた。」¹³⁾と。

ただし日本政府は、「先住民族の権利を尊重するという観点から、日本政府は宣言に賛成した。宣言に関するわれわれの見解を述べさせていただきたい」として——国連先住民族権利宣言の採択時において——民族自決権に関して国連でつぎのような見解を表明している。「修正された宣言第46条は、自決権は

12) 『資料集』の日本語訳には付されていないが参照に当たって——「少数民族」(ethnic minorities)、「アイヌ民族」(Ainu people)そして「先住民族」(indigenous people)として——英文の「声明」に依拠して英語表記も付加した。この両語併記からわかるように、“ethnic”も“people”もともに「民族」と訳されている。

13) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条に基づく報告」(仮訳)：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/40_1b_1.pdf：2020年8月31日アクセス。

先住民族に、居住する国家からの分離や独立権を付与しないこと、そして自決権は国家主権や国民的および政治的統一あるいは領土保全を損なうために援用することができないことを明らかにしており、日本政府は以上のような自決権の理解に同意する。」¹⁴⁾

アイヌ民族に対する日本政府の——その当時も、また現在においても——対応のあり方を見るかぎり、「国際社会における人民の自決の権利の完全な実現のためにたゆまない努力を行ってきた」とは言いがたいといわざるを得ない。

ここでは、II-1-2で参照した1980年代末以前の国際社会における先住民族の自決権のとらえ方に関する手島の指摘を再度参照してみよう。「[1980年より]十年前、いや五年前でさえ、先住民の自決権という言葉は、各国政府の側から、国際レベルでほとんど使われたことはなかった。多くの国はその言葉に敵意をむき出しにさえしていた。」¹⁵⁾ (傍点・手島) 当時の国際レベルでの自決

14) 大竹秀樹「日本政府のアイヌ民族政策について——国際人権監視機関から考える——」『日本福祉大学研究紀要—現代と文化』(第121号2010年3月) 139頁 (C:/Users/ttsun/Downloads/gendail21-13ohtake.pdf) 140頁。

政府はさらに、集団的権利と土地に対する権利に関してつぎのようにのべている。第2点：集団の権利と人権との関係について「宣言は、権利の幾つかは集団的権利 (collective rights) であると定めるが、集団的人権 (collective human rights) という概念は一般国際法上十分に確立された概念として広く承認されていないし、多くの国はこの概念を受け入れていないように思われる。にもかかわらず、われわれは、先住民族を含むすべての人が国際法上基本的人権を有することを十分に自覚しているし、強調したい。この点で、宣言が目指している考え方を考慮して、日本政府は、先住民族の個人が宣言に規定された権利を行使することができる、そして一定の権利については、個人が同様の権利を有する他の個人と共に行使することができる」と考える。」；第3点：土地に関する権利について「日本政府は、宣言に規定された権利は他人の人権を侵害してはいけないと考える。われわれはまた、財産権について、土地や地域に関係する所有権やその他の権利の内容は民法とその他の法によって明示的に定められている。それゆえ、政府は、宣言に定められている権利は、それらが行使される手段と同様に、第三者の利益や他の公的利益と調和し、かつそれらを保護することを考えて、合理的な理由によって制限される、と考える。」同論文、140-141頁

15) 前号、注27、手島、80頁。また、大黒正伸は同様な状況についてつぎのように

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）
権に関する手島のこの指摘における「多くの国」には——以下のⅡ-2-2-3-3
において、自決権に関する中曽根の政府答弁の検討で指摘するように——まち
がいなく日本は含まれていたし、2020年現在においても含まれているといえる
だろう。

たとえばその点は、2019年に制定されたアイヌ施策推進法に対する、アイヌ
民族の反対派による日常的なつぎのような批判行動に端的にあらわれている。
「[推進法に反対する] アイヌ民族の男性が [2019年 5月] 1日、札幌市中央区
の大通公園などで抗議行動を行った。街頭に立ったのは、札幌市の石井ポンペ
さん（74）と畠山敏さん（77）。『新しい法律に期待していたが、求めてきた
（先住民族固有の）先住権や自決権が盛り込まれていない』『昔奪われた資源な
どを返してほしい』などと訴えて、支援者とともにチラシを配った。』¹⁶⁾

Ⅱ-2-2-4 総 括

第4分節は以上の内容の総括、まとめである。

「我々アイヌ民族の代表者が、国連のこのような場に出席したことは、これ
までの歴史的過程になかったことであるが、次の問題解決のため「差別防止及
び少数者保護委員会」での考究を願うものである。

- ① 日本政府のこれまでの同化政策によっても、アイヌは先住民族としての
自決権を持つ。
- ② 民族として独自に持つ文化、宗教、言語、生活習慣等は、何人にも侵さ
れるものではなく、また、

↘指摘している。「国際社会で各国の先住民族が活発に活動を始めた……1980年代か
ら、[ウタリ]協会本部もまた、国際法と国際世論など海外からの動きをテコにし
て、日本政府に対する働きかけを続けている。当初の焦点は2つあった。ひとつは
国連関係で、『国際先住民年』……もうひとつは国内で、『アイヌ新法』の制定。」
大黒正伸「アイヌ民族運動の変貌——北海道アイヌ協会の現状をめぐる覚書——」
『ソシオロジカ』第38巻1・2号、104頁

16) 「アイヌ施策推進法に抗議 道内のアイヌ民族男性」（朝日新聞デジタル（2019年
6月2日：<https://digital.asahi.com/articles/ASM614HK6M61I1PE008.html>：2020
年8月31日アクセス）

- ③ 差別法である「北海道旧土人保護法」に代わるべき、民族として確立された「新しい法律」制定要求の権利を持つ。

以上、せつに要求するものである。

1987年8月 日本北海道札幌市中央区北3条西7丁目

社団法人北海道ウタリ協会 理事長 野村義一

II-2-3 ウタリ協会の「先住民に関する国連作業部会に対する声明」に関する日本日本政府の声明

ウタリ協会がアイヌ民族の歴史上はじめて国連の作業部会に出席し、提出した声明に対応して、日本政府は1997年8月5日に「声明」を出している。そしてその声明に対してウタリ協会は後日、『集い』No. 45（1987年）636頁において、「問題の多い政府代表答弁」というタイトルの下でつぎのように批判している。「アイヌ民族問題の提唱に対する日本政府代表としての中村参事官が、次のような声明を発表しました。[改行] この発表内容をよく読んでみると、きわめて抽象的で、多くの問題を含んでいることに気づくことと思います。」

そこでまずは——『資料集』にはこの声明文は掲載されていないので——『集い』に掲載された日本政府の声明をII-2-4-1として掲げた上で、協会が「きわめて抽象的で、多くの問題」と批判的に指摘しているいくつかのポイントを、以下の「II-2-4-2 政府見解の問題点とウタリ協会の今後の検討・活動計画」において検討する。そして本稿の最後に、ウタリ協会が1987年段階で当面していた諸課題に対する検討、活動の方針と計画についていずれも『集い』に掲載されている表を再録する。

II-2-3-1 「日本政府代表部中村参事官による声明 国連先住民会議」（仮訳）

（1987年8月5日）

そこでまず、『集い』No. 45に掲げられた政府の声明を以下に提示する。

「議長殿

あなたのこの重要な会議運営の有能さと公正な方法にまずもって敬意を表し

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（I）

ますとともに、議長の采配のもとに作業部会が進展され続けることを心より期待いたします。[改行] そしてまた、先住民族問題は世界中のさらなる関心を集め、国連機関の中ではこの問題の中心になっております。

[したがって] 日本政府はこの作業部会で遂行した貴重な仕事に対してしっかりと聴取し、それに貢献したい。また、日本のアイヌの人々の状況についていくつかの情報を提供したい。

歴史の長い時間の中で、いろいろな民族的なグループが混血され、日本民族がつくられたといわれています。[改行] アイヌはこれらの民族的グループの一つであると考えられており、彼らの子孫は約二万四千人といわれ主に北海道に住んでいます。[改行] 日本では、総ての人々が独自の文化を享受し、独自の宗教を実践し、独自の言語を使用する権利を否定されておりませんし、アイヌの人々は日本の国民としてこれらの権利の享受を同じく否定されておらず、平等に日本国憲法の下で保証されております。[改行] なお、いろいろな行政措置の実施の中でアイヌの人々は日本国民と同じく平等な待遇をうけています。

さらに、特別な積極的な施策を行うことを目的に生活環境の改善、社会福祉の強化、教育と文化の促進、社会的・文化的遺産の伝承と保存を含む包括的な施策である“北海道ウタリ福祉対策”が1974年（昭和49年）以来アイヌの人々の社会的、経済的地位の改善のために企画されとり行われ続けております。日本政府と地方公共団体は、これらの施策のために一九八六年度の終わりまでに総計三〇九億円の特別な予算配分を積極的にもうけ、さらにその様な努力をし続けることを決心しております。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約B規約）のもとに提出された日本の最初の報告については、第27条の意味する見地において、この条で定められた権利の享受を否定された少数民族は日本にはいないということが関係する部分の要旨であります。[また] 日本政府は、日本が“単一民族国家”であると主張するものでもなく、またアイヌの人々の存在を否定するものでもありません。

1889年に制定された北海道旧土人保護法に関しての法の目的は、その時代の悲惨な貧困状態で生活していたアイヌの人々を保護するのがねらいでありました。[改行] 現在では、そのわずか二つの事柄にだけ効力があるが、北海道旧土人保護法は、アイヌの人々の権利について侵害するものではありません。

まず第1に、下付された土地の譲渡の制限であります。[改行] 北海道旧土人保護法において、彼らの生計を確保する目的のために農業に従事するもの、または従事しようとするおのおのアイヌ世帯に対し無償で49,500㎡（15,000坪）以下の土地を下付することができます。[改行] 下付された土地が他の人に譲渡される際に、北海道知事の許認可が必要あるとした目的は、その土地がアイヌの人々に下付された目的に従って利用されることを保証することであり、[改行] それ故、北海道知事が土地を保持するより譲渡することがアイヌの人々に有益であると考えた時に土地の譲渡の認可承認するのであります。近年では、北海道知事が土地の譲渡に認可承認しないことはなくなっております。

そして第2に、北海道旧土人保護法において、北海道知事はアイヌの人々のための共有財産をその財産保全の目的で預かることができ、アイヌの人々による財産の共有管理が難しい時には、知事がかわって管理することができます。[改行] 現在、北海道知事はアイヌの人々の共有財産として約94万円を銀行預金により預かっております。[改行] もし、知事の監督下にそれを置くことよりもよりアイヌの共有財産を預かる適切な方法があるならば法の下に管理の方法が開かれています。

この法の将来の地位については、政府は先ず現今、進行中の現地における関係諸団体の論議の結果を見守りたい。」

II-2-3-2 政府見解の問題点とウタリ協会の今後の検討・活動計画

II-2-3-2-1 政府見解の問題点

II-2-4-1において「アイヌの人々の状況について…… [日本政府が提供した] いくつかの情報」に関して、ウタリ協会が「きわめて抽象的で、多くの問題」をはらむと評している「情報」に対する批判のポイントは¹⁷⁾、(i)第4パ

17) さしあたりここでは、第3パラグラフのアイヌ民族と「日本民族」の関係に関する説明は除外しておく。この問題は、資料6の「四 北海道の先住民族であるアイヌ民族に関し次の点について見解を明らかにされたい。」としたうえで「日本人の起源論と混同しないように留意されたい」と注意喚起している「日本人の起源論」にかかわる問題である。

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）
ラグラフで説明している1970年代以降の政府、北海道庁によるいわゆる「ウタリ対策」のあり方、そして、(ii) 1987年当時有効であった北海道旧土人保護法に関する政府の説明のうちで傍点を付した部分である。この2点のポイントのうち(ii)の北海道旧土人保護法に関する批判については、「Ⅱ-2-2-2 北海道旧土人保護法の差別性と違憲性」の最後の個所で指摘したように、別稿において検討する予定である。

政府のウタリ福祉対策のあり方について野村義一は、作業部会で日本政府のべた見解に関して、つぎのような皮肉交じりの感想をのべている。「[第5回作業部会から] 日本のアイヌ代表が参加するということで、第五回目で初めて日本政府の大使館、外務省からの出席があり、各民族の発言および各国政府の答弁・民族対策についての考え方などを聴取していました。そして、日本政府は一九七四年以来総計三〇九億円もの予算で北海道ウタリ対策を行っている、内容とその使われ方を別にして自慢しておりました。[改行] それから [私は] 毎年その会議に出席しました。合計九回出席したんです。」¹⁸⁾

1972年に北海道庁によってはじめてアイヌの人びとの生活や意識に関する「ウタリ生活実態調査」が行われ、それ以後、数度にわたって調査が行われている。そこで得られたアイヌの人びとの生活とそれを取り巻く困難な状況を踏まえて、道庁は1974年度から「ウタリ福祉対策」をスタートさせ、数次にわたって継続実施してきた。日本政府の上の発言——「日本政府は一九七四年以来総計三〇九億円もの予算で北海道ウタリ対策を行っている」——は、この「ウタリ福祉対策」を念頭において行われている。しかしながらそれらの対策事業は、「『ウタリ福祉対策』というよりもはじめから [アイヌの「和人化政策」とむすびついた] ただの公共事業」¹⁹⁾ であって、たとえば道路整備のような一般国民も利益にあずかりうる福祉対策であるゆえに、真のアイヌ民族対策にはならないのである。

これらの一連の「調査」と「対策」のあり方についてはつぎのように批判的

18) 前号、注15、野村、81-82頁

19) 堀内光一『先住民アイヌの曙光 民族自決の奪還』（評論社、2013年）231頁。

に指摘されている。「毎年、平均二〇億円前後の予算が注ぎ込まれて来たのに、実態調査結果からもわかるように、その成果はあまり上がっていない。現実には、低所得地域の対策事業として機能している面が強く、アイヌの生活向上にはなかなか結びつかなかった。しかも、東京都をはじめ県外のアイヌにはこうした事業さえまったくなく、道外のアイヌにも実効性のある援助策が必要だとの声が上がっている。」²⁰⁾

上のことから明らかなように、ウタリ福祉対策事業の実態と予算の使途を報告書において以上のように「ほかして」いる点を踏まえて、ウタリ協会は「きわめて抽象的で、多くの問題」をはらむと批判している。そして、従来のウタリ福祉対策のあり方に対する不満と批判を背景にして、協会は「アイヌ新法」制定要求の運動を一気に加速させていくのである。

II-2-3-2-2 ウタリ協会の今後の検討・活動計画

以上の政府の見解とそれへのウタリ協会の批判につづいて、「今後のアイヌ民族問題の対応」というタイトルを掲げてつぎのようにのべている。「中曽根首相の“知識水準”発言がきっかけとなり、アイヌ民族問題がこれ程までに世界の世論を沸かしたことは、日本の歴史上かつてなかったことです。[改行]協会として、今後どう対応していくのか各方面からの注目の的となっている今日です。[改行]去る10月6日開催の新法特別委員会で種々協議した結果、大筋には次表のとおり決まり、具体的日程については、さらにつめていくことになりました。」そして、『集い』No. 45（1987年）638-639頁に掲載されている、1987年10月1日現在の、「大筋」としての協会の今後の運動方針、対応策に関する表は次頁のとおりである²¹⁾。

20) 前号、注19、小笠原、239頁

21) 『アイヌ史』第5巻に掲載されている『集い』は原本の『集い』を写真撮影したものである。そして本稿の表はその複写を使用しているので若干不鮮明になっている。

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

| 「日本の単一民族国家論」に係る協会としての運動経過と今後の方針 | | |
|--|----------------|---|
| S.62.10.1 現在 | | |
| 問題の発端 | 区分 | 政府の見解 |
| <p>中曽根首相発言内容</p> <p>1986年9月22日 自民党全国研習会にて</p> <p>●「アメリカには黒人とか、ブルートリコとかメキシコとかそういうのが相当あって平均的にみたら（日本より）非常にまだ低い」</p> <p>1986年9月22日 「労働基準」発言を釈明して</p> <p>●「日本は第一民族国家だから手が届きやすいという意味だ」</p> <p>1986年10月21日 衆議院本会議にて</p> <p>●「日本は民族一つだけで、差別を受けている少数民族はいない。私もマニやヒグも選いし、アイヌの血が相入っている」</p> | <p>内 国</p> | <p>政府見解 総理大臣</p> <p>●国際人権規約(B)第27条の権利を制約されている少数民族はいない。</p> <p>●民族の定義が、国際的にも難しいので政府としては、内部でも検討するし外部の関係者にも研究してもらっている。</p> |
| | <p>外</p> | <p>政府の見解 総理大臣</p> <p>●国際人権規約(B)第27条の権利を制約されている少数民族はいない。</p> <p>●民族の定義が、国際的にも難しいので政府としては、内部でも検討するし外部の関係者にも研究してもらっている。</p> |
| <p>「日本の単一民族国家論」に係る協会としての運動経過と今後の方針</p> <p>(『アイヌ史』第5巻638頁)</p> | <p>内 国</p> | <p>政府の見解 総理大臣</p> <p>●国際人権規約(B)第27条の権利を制約されている少数民族はいない。</p> <p>●民族の定義が、国際的にも難しいので政府としては、内部でも検討するし外部の関係者にも研究してもらっている。</p> |
| <p>「日本の単一民族国家論」に係る協会としての運動経過と今後の方針</p> <p>(『アイヌ史』第5巻638頁)</p> | <p>外</p> | <p>政府の見解 総理大臣</p> <p>●国際人権規約(B)第27条の権利を制約されている少数民族はいない。</p> <p>●民族の定義が、国際的にも難しいので政府としては、内部でも検討するし外部の関係者にも研究してもらっている。</p> |

| 区分 | 今後の協会としての対応策 |
|----------------|---|
| <p>内 国</p> | <p>協会自体の基本的用語の考え方のまとめ</p> <p>●アイヌ民族自決とは何か</p> <p>●アイヌ民族の権利回復とは何か</p> <p>以上2点の考え方をまとめる。</p> <p>外務省に対する働きかけ</p> <p>●国際人権規約(B)第27条</p> <p>①第27条でいう少数民族の考え方を改めるより、更に要請する。</p> <p>②国連に対する報告（規約第40条に基づく）の早期解決を要請する。</p> <p>●「先住民のための国連基金」への拠出金の要請</p> <p>総理府に対する働きかけ</p> <p>●審議機関の設置と、窓口の設置について更に要請する。</p> <p>労働省に対する働きかけ</p> <p>●ILO第107号条約関係</p> <p>①日本が批准しなかった理由</p> <p>②本条約とアイヌ民族との関わりに対する考え方</p> |
| <p>内 国</p> | <p>国会議員に対する働きかけ</p> <p>●国会議員に依頼し議案を通して政府の考え方をただしてもらう</p> <p>①民族に対する考え方</p> <p>②国際人権規約第27条関係の考え方</p> <p>③ILO第107号条約に対する考え方</p> <p>④審議機関と窓口問題</p> <p>⑤国連先住民会議における中村参事官（政府代表）の声明内容の疑義</p> <p>「ILO第107号条約の研修など」</p> <p>●10月28日(月)九州八幡大学 柳川教授を招きILO第107号条約関係の研修を実施する。</p> <p>●各関係労働団体（特にILO理事就任団体等）への協力要請</p> |
| <p>外 国</p> | <p>非政府機関NGOとの協力体制作り</p> <p>●世界先住民会議の地区会議である、太平洋・アジア先住民会議（事務局ハイデン・パーガス氏）への参加。</p> <p>国連先住民会議への参加</p> <p>●日本国内において、協会があらゆる手段で対応して来た結果を踏まえて問題点を集約し、明年度開催の国連先住民会議に出席するための準備に備える。</p> <p>国際労働機関ILOの対応</p> <p>●12月中までに総会にオブザーバーとして参加するかどうか態度決定する。（締切63.1.1）</p> <p>●1988年（63年）6月1日～22日総会開催（スイス・ジュネーブ）</p> |

今後の協会としての対応策（『アイヌ史』第5巻639頁）

むすびにかえて

「Ⅱ-2-1 声明に先だつ野村理事長のメッセージ」の検討において、声明に先だつて野村がウタリ協会を代表して通常の方式と「アイヌの古式」に則って行ったふたつのメッセージと、参加に関する協会員向けのキャッチフレーズからつぎのことがらが読みとれると指摘した。すなわち、アイヌ民族が国際的な先住民族コミュニティの一員になれたことへの喜びとともに、そのことがアイヌ民族にとってきわめて意義深いことであり、かつ日本の真の国際化にとっても不可欠であること、そしてさらには、国際社会の人権思想の高揚にアイヌ民族が希求していること、などを誇りと高揚感をもって表明している、と。そして、そのような誇りと高揚感は、1992年12月に開催された「世界の先住民年の国際年」記念式典に招待され、国連総会の議場で講演をおこなった野村義一の講演においてピークに達しているのではないか。

野村は講演の冒頭で、日本政府の明治以降の徹底した同化政策にもかかわらず、現在においてもアイヌ民族は厳然として存在していることをユーモアをも交えてつぎのようにのべている。

[1996年まで] 日本政府は私たちの存在そのものを否定し、日本は世界に類例を見ない『単一民族国家』であることを誇示してきましたが、ここに、こうして国連によって私たちの存在がはっきりと認知されたということでもあります。もし、数年前に、このような式典が開かれていたとすれば、私は、アイヌ民族の代表としてこの演説をすることは出来なかったことでしょう。私たちアイヌ民族は、日本政府の目には決して存在してはならない民族だったのです。しかし、ご心配には及びません。私は決して幽霊ではありません。皆さんの前にしっかりと立っております。]

そして野村は、アイヌ民族にとって画期的な意義があるこの講演をつぎのようにむすんでいる。

アイヌ語で大地のこと「ウレシパモシリ」と呼ぶことがあります。これは、

グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果（Ⅰ）

「万物が互いに互いを育てあう大地」という意味です。冷戦が終わり、新しい国際秩序が模索されている時代に、先住民族と非先住民族の間の「新しいパートナーシップ」は、時代の要請に応え、国際社会に大いに貢献することでしょう。この人類の希望に満ちた未来をより一層豊かにすることこそ私たち先住民族の願いであることを申し上げて、私の演説を終わりたいと思います。 イヤ イライケレ。ありがとうございました。」（『集い』 No. 58（1993年）758-759頁）

『集い』 No. 58（1993年）の表紙（757頁）に掲載されている講演の際の写真が示しているように²²⁾、国連総会の議場において野村は、「アイヌ文様」を施した伝統衣装たるアットゥシとマトンプシ（鉢巻）を纏って堂々と講演を行っている。

謝辞 本稿作成にあたっては、北海道大学アイヌ先住民研究センターの落合 研一准教授から種々ご助言いただきました。ここに記して感謝申し上げます。

謝辞 本誌前号（第70巻5号）掲載の「グローバル化を手がかりとしたアイヌ政策推進にむけた国内外での活動と成果——中曽根・単一民族国家発言と1987年の国連先住民作業部会での北海道ウタリ協会の活動(1)」と合わせて、本研究の一部は、2019年度関西大学研究拠点形成支援経費において、研究課題「法の支配と法多元主義」として研究費を受け、その成果を公表するものである。

22) 公益社団法人・北海道アイヌ協会のHP（「国連総会記念演説」（<https://www.ainu-assn.or.jp/united/speech.html>：2020年9月2日アクセス）でも、講演全文と『集い』掲載の写真が掲載されている。